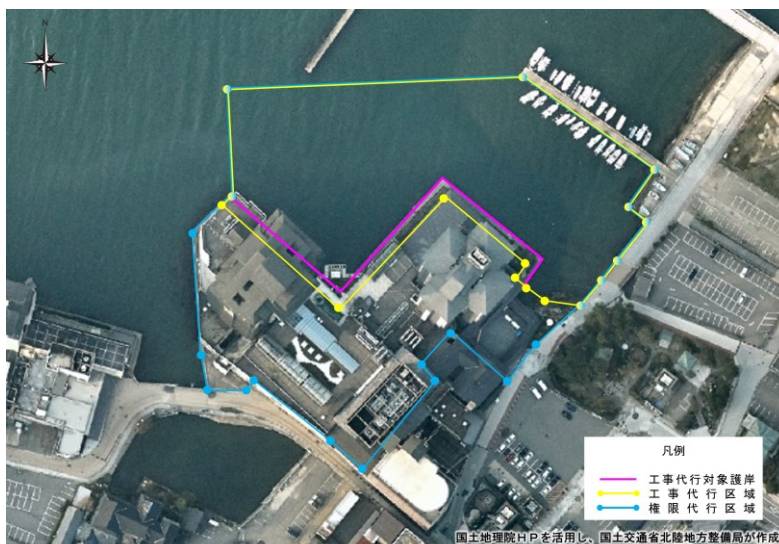


令和7年8月18日
港湾局技術企画課

国による和倉港の護岸の改良工事の代行、及び権限の代行を開始します

港湾法第52条の2の規定に基づき、和倉港の一部の護岸の改良工事及び工事に伴う権限について、7月22日付で国が代行することとしたところですが、それぞれ9月1日より代行を開始しますのでお知らせいたします。

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1. 港湾の名称 | 和倉港 |
| 2. 代行の区域 | 下図参照 |
| 3. 代行する工事及び権限 | 護岸の改良工事及び同工事に伴う港湾法第37条第1項の工事等の許可等の権限 |
| 4. 代行の開始の日 | 令和7年9月1日 |



代行の区域

<お問い合わせ先>

代行制度に関すること

港湾局 技術企画課 港湾建設室長 種村、係長 田中

TEL : 03-5253-8111 (内線 46-502、46-513)、03-5253-8905 (直通)

工事に関すること

北陸地方整備局 港湾空港部 港湾事業企画課長 加藤

TEL:025-370-6612